

吹田市の環境影響評価制度

環境影響評価とは、工場の建設や大規模開発などの事業を実施する際に、事業者自らが環境への取り組みを行うための制度です。

吹田市は、独自に「吹田市環境まちづくり影響評価条例」を制定し、環境影響評価の手続きを定めています。対象となる事業者は、以下のことを行う必要があります。

計画段階から環境への取り組みを検討

事業者は、事業計画の早い段階から、自社の環境方針を踏まえて、環境への取り組みを検討する必要があります。

科学的な調査・予測・評価（環境アセスメント）

事業者は、環境影響を、科学的に調査・予測し、事業計画について、環境保全や環境の創造のための目標との整合性を評価する必要があります。

情報公開と社会参加

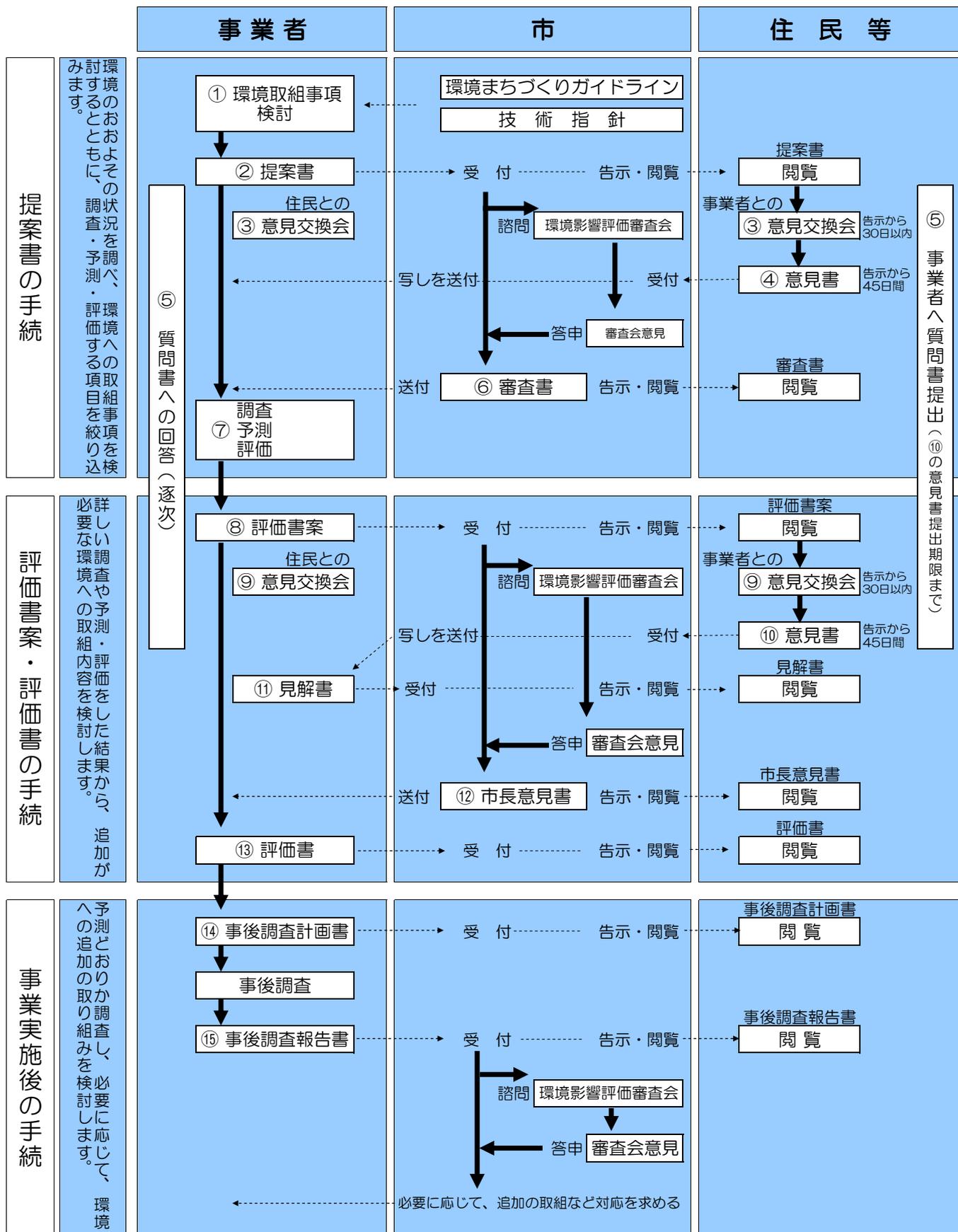
環境への取組内容は一般に公開され、住民からの質問や意見に答える必要があります。また、市長意見に基づいて、環境への取組内容を検討する必要があります。

■ 対象事業

開発行為	開発区域の面積 5ヘクタール以上
住宅団地の建設	土地面積 3ヘクタール以上 又は 500戸以上
商業施設の建設	小売業又は飲食店業の床面積 5,000m ² 以上
運動・レジャー施設の建設	区域面積 5ヘクタール以上 又は 収容人員 10,000人以上
廃棄物処理施設の設置	処理能力 100トン/日以上
終末処理場の建設	下水道終末処理場の設置
工場又は事業場の建設	製造業、ガス供給業又は熱供給業で次のいずれかに該当 (1) 敷地面積 9,000 m ² 以上 (2) ばい煙発生施設等の燃原料使用量 2kL/時以上(重油換算) (3) 特定施設等からの平均排出水量 5,000m ³ /日以上
道路の建設	最小幅員 16m以上 かつ 区間 1km以上
鉄道又は軌道の建設	鉄軌道の新設又は改良
その他の事業	上記と同程度の環境影響の可能性があると市長が認める事業

平成24年(2012年)4月から、対象事業・規模を一部変更しました。建替事業も対象となりましたので、留意してください。詳細は、市のホームページで、吹田市環境まちづくり影響評価条例・同規則を確認してください。

環境まちづくり影響評価手続きの流れ



図中の○数字がある項目は、次のページの説明をご覧ください。

1	環境取組事項の検討	事業者は、自らの環境方針を踏まえ、事業計画を環境の視点から立案し、環境への取組事項を検討します。
2	提案書の提出	事業者は、事業計画や環境取組事項、環境影響評価の項目・方法を記載した環境影響評価提案書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。
3	住民と事業者との意見交換会の開催	事業者は、関係地域の住民に提案書の内容を説明し、環境の視点からの意見を交換するための意見交換会を開催します。
4	提案書についての住民の意見書の提出	提案書の内容について、事業者に対して環境の視点からの意見がある方は、市長に意見書を提出することができます。
5	質問書の提出	提案書又は評価書案について事業者に対して質問がある方は、市長に質問書を提出することができます。市長は、事業者からの回答書を公表します。
6	提案書に対する市長の審査書の送付	市長は、審査会の答申や住民の意見を考慮して、提案書に対する審査書を事業者に送付するとともに、公表します。
7	環境影響評価の実施	事業者は、市長の審査書に基づき提案書の内容に検討を加え、環境影響評価（調査・予測・評価）を行います。
8	評価書案の提出	事業者は、環境影響評価の結果と再度検討を加えた環境取組事項を記載した環境影響評価書案を、市長に提出します。市長はこれを公表します。
9	住民と事業者との意見交換会の開催	事業者は、関係地域の住民に評価書案の内容を説明し、環境の視点からの意見を交換するための意見交換会を開催します。
10	評価書案についての住民の意見書の提出	評価書案の内容について、事業者に対して環境の視点からの意見がある方は、市長に意見書を提出することができます。
11	見解書の提出	事業者は、意見交換会での意見や住民の意見書に対する見解書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。
12	評価書案に対する市長意見書の送付	市長は、審査会の答申や住民の意見、事業者の見解を考慮して、評価書案に対する市長意見書を事業者に送付するとともに、公表します。
13	評価書の提出	事業者は、評価書案に検討を加えた環境影響評価書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。
14	事後調査計画書の提出	事業者は、事後調査を実施するための計画書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。
15	事後調査報告書の提出	事業者は、事後調査の結果と環境取組の実施状況についての報告書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。

事業者のみなさまへ

1 「環境まちづくり」への社会的要請

本市は、環境をまちづくりの基盤においた「環境まちづくり」を推進するため、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」を施行しています。

条例の対象事業を行おうとする事業者は、地球温暖化対策やヒートアイランド現象対策、良好な景観の形成、環境保全、地域社会との調和などについて、効果的な取り組みを講じる必要があります。

2 早い段階から環境への取組事項を検討

環境への取り組みは、事業コンセプトの段階など、できるだけ早い時期から検討することが必要です。例えば、事業敷地内で、どのようなゾーニングや土地利用が、より効果的な環境取組を実現するかなど、計画段階で複数の案を比較検討するよう努めてください。

3 地域社会と真摯に向き合う社会的責任

事業者は、条例に基づいて住民の質問に真摯にこたえ、意見を尊重しなければなりません。様々な意見を取り入れることで、より具体的で質の高い環境への取り組みを実現することができます。事業の実施にあたっては、自らの社会的責任のもと、条例に基づく手続きを誠実に履行することが必要です。

詳細な情報を、市ホームページで確認してください。

吹田市 環境影響評価

検索 

吹田市環境部環境政策室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話 06-6384-1231（代表）